

住宅宿泊事業法施行規則、
国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則及び
ガイドラインの改正の概要

令和 3 年 9 月
国 土 交 通 省
厚 生 労 働 省

I. 改正の概要

(住宅宿泊事業法施行規則関係)

- 住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号）第 4 条第 5 項において、住宅宿泊事業の届出に係る本人確認手続の例示として、個人番号カードの写しの提出を明記する。

(国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則関係)

- 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年国土交通省令第 65 号）第 6 条第 2 項において、住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介業の登録等に係る本人確認手続の例示として、個人番号カードの写しの提出を明記する。
- 住宅宿泊管理業者に係る従業者証明書（第九号様式）について、営業所又は事務所の長の押印を不要とする。

(ガイドライン関係)

- 上記省令改正に伴い、所要の改正を行う。

III. 公布・施行

公布：令和 3 年 8 月 31 日

施行：令和 3 年 9 月 1 日（ガイドライン適用開始）